

平成 18 年 7 月 臨時会（第 280 回）  
7 月 24 日

[今井光子議員賛成討論](#)

↑（クリックで今井光子議員の討論へ移動）

議第六十二号「奈良県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別定数に関する条例等の一部を改正する条例」について

平成18年 7月 臨時会（第280回）

平成十八年

第二百八十回臨時奈良県議会会議録 第一号

七月

平成十八年七月二十四日（月曜日）午後一時五分開会

-----  
出席議員（四十四名）

一番 欠員	二番 吉田勝亮
三番 井岡正徳	四番 奥山博康
五番 浅川清仁	六番 上村庄三郎
七番 森山賀文	八番 山村幸穂
九番 田中美智子	一〇番 今井光子
一一番 欠員	一二番 山本進章
一三番 中野雅史	一四番 欠員
一五番 神田加津代	一六番 菅野泰功
一七番 上田 悟	一八番 田中惟允
一九番 藤本昭広	二〇番 畠 真夕美
二一番 上松正知	二二番 欠員
二三番 粒谷友示	二四番 荻田義雄
二五番 中辻寿喜	二六番 安井宏一
二七番 丸野智彦	二八番 辻本黎士
二九番 吉川隆志	三〇番 岩城 明
三一番 田尻 匠	三二番 高柳忠夫
三三番 岩田国夫	三四番 国中憲治
三五番 秋本登志嗣	三六番 小泉米造
三七番 飯田 正	三八番 米田忠則
三九番 松井正剛	四〇番 出口武男
四一番 新谷紘一	四二番 小林 喬
四三番 服部恵竜	四四番 山下 力
四五番 山本保幸	四六番 中村 昭
四七番 梶川虔二	四八番 川口正志

-----  
議事日程

- 一、知事招集挨拶
- 一、開会宣告

- 一、会議録署名議員指名
- 一、会期決定（三日間）
- 一、諸報告
- 一、議第六十二号及び請願第十八号

-----

△開会式

◎議事課長（古市秀俊） ただいまから知事のごあいさつがあります。

◎知事（柿本善也） （登壇）臨時県議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る六月三十日に、二十四名の議員の方々から、奈良県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別定数に関する条例等の一部改正、その他の案件を付議するため、地方自治法第一百一条第一項の規定に基づき、臨時会招集の請求がありましたので、本日ここに臨時県議会を招集したところであります。

以上、臨時会招集の趣旨を申し上げまして、簡単ではありますが開会のごあいさつといたします。

-----

（議長秋本登志嗣、議長席に着く）

○議長（秋本登志嗣） これより、平成十八年七月第二百八十回奈良県議会臨時会を開会します。

-----

○議長（秋本登志嗣） 本日の会議を開きます。

-----

○議長（秋本登志嗣） 初めに、会議録署名議員を、会議規則第九十三条の規定により指名いたします。

三番	井岡正徳議員
四番	奥山博康議員
五番	浅川清仁議員

以上の三人を指名します。

被指名人にご異議がないものと認めます。

-----

○議長（秋本登志嗣） 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今期臨時会の会期は、本日から七月二十六日までの三日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声起る）

ご異議がないものと認めます。

よって、会期は三日間と決定いたしました。

-----  
○議長（秋本登志嗣） 次に、地方自治法第二百一条の規定により説明のため議場に出席を求めました文書の写しをお手元に配布しておりますので、ご了承いただきたいと思  
います。

-----  
△奈議第二十六号の二

平成十八年七月十日

奈良県知事 柿本善也殿

県議会議長 秋本登志嗣

第二百八十回七月臨時県議会への出席要求について

七月臨時県議会（平成十八年七月二十四日開会）に説明のため、貴職及び下記の者の出席を要求します。

記

副知事

出納長

総務部長

-----  
○議長（秋本登志嗣） 次に、監査委員から財務監査結果報告があり、その写しをお手元に配布しておりますので、ご了承願います。

-----  
○議長（秋本登志嗣） この際、お諮りいたします。

請願第十八号「奈良県議会議員の山辺郡選挙区存続を求める請願書」の取り下げの件を日程に追加することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

-----  
○議長（秋本登志嗣） 請願第十八号の取り下げの件を議題といたします。

お諮りします。

議会運営委員会において、継続審査中の請願第十八号について、請願者から取り下げ願の提出がありましたので、これを承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

よって、請願第十八号の取り下げは、承認することに決しました。

○議長（秋本登志嗣） 次に、二十八番辻本黎士議員ほか五名から、議第六十二号「奈良県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別定数に関する条例等の一部を改正する条例」について、議案が提出されましたので、これを議題といたします。

議案はお手元に配布しておりますので、ご了承願います。

二十四番荻田義雄議員に提案理由の説明を求めます。――二十四番荻田義雄議員。

◆二十四番（荻田義雄）（登壇）ただいま上程されました議第六十二号「奈良県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別定数に関する条例等の一部を改正する条例」につきまして、提案者六名を代表いたしまして、提案理由の説明をさせていただきます。

先の六月定例会において、奈良県議会議員定数検討委員会答申を尊重した条例改正案が否決されました経緯を踏まえ、議会改革を一層進める観点から、来年四月の一般選挙に向け、今回の条例改正案を提案するものであります。

まず、議員定数につきましては、先の国勢調査結果による法定上限数は五十二人でありますが、現下の厳しい社会経済情勢も踏まえ、さらに四人減員し、四十四人とするものであります。

次に、特例選挙区として存置してまいりました山辺郡選挙区、高市郡選挙区につきましては、特例選挙区としては廃止し、山辺郡選挙区は現行の添上郡・奈良市選挙区との合区のうち、山辺郡・奈良市選挙区と、高市郡選挙区は橿原市選挙区と合区のうち、高市郡・橿原市選挙区とするものであります。

また、市町村合併により郡市の区域の変更を生じた選挙区については、合併後の郡市の区域を選挙区とすることとし、添上郡・奈良市選挙区と山辺郡選挙区を合区のうち、山辺郡・奈良市選挙区と、宇陀郡選挙区を宇陀郡・宇陀市選挙区と、また五條市選挙区は旧西吉野村、旧大塔村を含めた区域に、吉野郡選挙区はその二村を除いた区域とするものであります。

あわせて、「市町村の合併に伴う奈良県議会の議員の選挙区の特例に関する条例」の適用期間を、現議員の任期が終わる日までの間に短縮するものであります。

次に、選挙区別定数についてでございますが、山辺郡・奈良市選挙区及び高市郡・橿原市選挙区は、合区前の定数を合わせて、それぞれ十一人と四人に、宇陀郡・宇陀市選挙区、五條市選挙区、御所市選挙区、吉野郡選挙区及び天理市選挙区は、それぞれ一人減員して、宇陀郡・宇陀市選挙区、五條市選挙区及び御所市選挙区はそれぞれ一人に、吉野郡選挙区及び天理市選挙区はそれぞれ二人に、また生駒市選挙区は一人増員して四人にするものであります。

この条例改正案により、前回からの課題でもありました特例選挙区、一票の較差是正や逆転現象の見られる選挙区、人口比例定数との間に乖離のある選挙区の問題も解消ないし縮小されるとともに、議員一人当たりの人口較差は、改正を行わない場合には、前回の二・四〇倍が二・五八倍に広がることを、今回の改正により一・六七倍に縮小されるものであります。

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（秋本登志嗣） お諮りします。

本案については、質疑、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、四十一番新谷紘一議員に発言を許します。――四十一番新谷紘一議員。

◆四十一番（新谷紘一） （登壇）県議会自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となっております議第六十二号、奈良県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別定数に関する条例等の一部を改正する条例について、私たちの立場を明らかにしながら、賛成の討論を行い、議員皆様方に強くご賛同を呼びかけるものであります。

県議会の選挙区、あるいは定数については、過去から検討委員会を設置しながら、公平、公正なあり方を求めて検討してきたところであります。今回も昨年の国勢調査に基づいて検討を行い、その答申案に基づいた条例改正案が六月定例県議会に提案されたところでありますが、私たち自由民主党の議員は、自主的判断に委ねた結果、いわゆる現行定数の三減案は否決されました。

この背景にあったものは、答申案の重要な要素であった過疎地域にいかにか定数の配慮をするか、それとも公職選挙法の人口要件に忠実に従い、一票の価値の公平さをより強く求めるかの判断にあったかと思えます。本県はご承知のように多くの中山間地域が存在し、総じて過疎化が進行しております。また、そのことは、今、全国的にも進行している地域較差の拡大につながっています。これは奈良県とて例外ではありません。このような状況に対応して議員定数を配慮する必要があるとの考えも多くありました。それはそれで至極当然のことであり、尊重されるべきであると思えます。

一方で、先ほど述べました、より一票の価値の公平さを求めた議員の存在もあったところであります。

このような経緯を踏まえ、私たちは自由民主党議員総会で協議を重ね、一増五減案、すなわち定数検討委員会服部委員長試案が現状に照らして最も適切な案であるとの結論に至りました。

以下、理由を申し述べます。

一つには、議員一人当たりの人口較差が二倍を切り、一・六七倍に改善され、これは現在考えられる中で最も一票の価値が公平に保たれていると考えます。また、逆転選挙区もすべて解消されています。

次に、地方自治法に定められた法定上限数五十二名に対し八名の減、現行条例定数からは四名の削減であり、全国的にもかなりの減員となります。これは昨今の財政状況に配慮したものであり、大きな歳出カットに結びつくものであります。

次に、現在市町村合併は道半ばであります。今後も合併の動きは続くと考えられ、それによって選挙区の変動が生じることになります。そうした過程の中にあっても本案は、公職選挙法の規定に基づく抜本的な内容となっています。

以上において、私たち会派の議論が一致したところであります。

また、過疎化の進む地域の選挙区の議員が、より減少することに対しては、県政全般に携わる議員それぞれが、当然のことではあります。そうした課題に取り組むべきであって、その責任は重大であることを改めて確認いたしました。

この条例が可決されますと私たち議員にも大きな痛みが伴いますが、自由民主党は県議会の過半数を超える責任政党であり、平成十九年からの任期においても県政の重要案件が山積しているところであり、その果たすべき役割の大きさを大いに自覚するものであります。そうしたことを乗り越えて、ここに英断をもって本案を提案し、自由民主党所属議員団結のもと、可決に向けて主導的役割を果たしたいと存じます。

以上、本条例案に賛成の立場を申し述べましたが、議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。討論を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（秋本登志嗣） 次に、四十六番中村昭議員に発言を許します。――四十六番中村昭議員。

◆四十六番（中村昭） （登壇）私は新創NARAを代表いたしまして、ただいま議題となっております議第六十二号、奈良県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別定数に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、私たちの立場を明らかにしながら、賛成の討論を行います。

先の六月定例会におきまして、提案されました定数検討委員会答申、すなわち現行定数の三減案に反対をいたしました。結果として、この臨時会において定数検討委員会服部委員長試案であります一増五減案の採決が行われることになり、私たち新創NARAといたしましても、これまでの主張が間違っていなかったと我が意を得ております。

これまで一貫して服部委員長試案に賛同してきました立場からは、賛成の論旨を改めて事細かく述べる必要はないかと思っておりますが、いま一度申し上げますと、本案は、公職選挙法に則り、一票の最大較差が一・六七倍とされ、現在考えられる中で一票の較差が限りなく公平に保たれております。さらに、昨今の厳しい財政状況にも配慮し、現行定数の四十八名からは四名の減、法定上限数五十二名からは八名の減員であり、非常に大きな減員率となっております。いま一つは、長年にわたって懸案とされてきた課題が議員諸氏の最大限の知恵と勇気をもって改めようとした意思にあります。あと必要なのは力強く本案を可決することです。

平成十九年からの任期においては、さらなる地方分権の推進、一層の行政改革が必要であり、そして平城遷都一三〇〇年記念事業など重要な施策の展開が待たれておるところでございます。このような時期にあつて、議員が今よりさらに四名の減員になるということ

は、それだけそれぞれの議員の責任が重くなるということでもあります。しかし私は、このような状況にあって、県会議員として地域の発展を図り、住民に奉仕するという原点を見詰め、より一層努力したいとの思いが強く熱くたぎってくるのを覚えます。議会概要という本県議会を紹介する小冊子が議会から発行されておりますが、その一ページに本県あるいは本県議会の沿革が紹介されております。明治維新で奈良県が設置されたものの、やがて隣接の堺県に組み込まれ、再び奈良県が設置されるのは明治二十年十一月になってからであり、この間、奈良県再設置運動に活躍された当時の議員の並々ならぬ苦勞の歴史が紹介されております。そして、そのときの気持ちのありようは、第一回県議会が東大寺大仏殿西回廊で行われたことであらわれております。このような歴史を思うとき、先人の郷土を思う心意気に県会議員としての原点を思い起こすのであります。

この案が可決されますと新たに県政を目指される方々をはじめ、私たち議員、とりわけ減員区の人たちは大きな痛みを伴うこととなります。このことは一人の人間としては誠に断腸の思いであります、しかしながら、来年の選挙においてはそうしたことをぜひとも乗り越えて、愛する郷土づくりのために、ここにいる皆様が再び集うよう念願するものであります。

以上、本条例に賛成の討論を行いました、同僚議員の賢明なご判断をいただきますようお願いし、私の討論を終わらせていただきます。

なお、この際、特に公職選挙法の改正を政府に要望いたしたいと思っております。とりわけ、国・県・市町村の選挙区、選挙期間についての抜本的な見直しを早急に行われるよう要望いたしまして、私の賛成の討論を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（秋本登志嗣） 次に、三十番岩城明議員に発言を許します。――三十番岩城明議員。

◆三十番（岩城明） （登壇）ただいま議題とされております、奈良県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別定数に関する条例等の一部を改正する条例（案）につきましては、奈良県議会民主党は、以下の理由で賛成します。

まず、今日に至るまでのさまざまな関係者の皆様方のご努力に敬意を表したいと思っております。

その上で、過ぎたことは水に流すのが日本の文化であります、ここはその日本の文化とは少し違う、西欧生まれの民主主義の場でございますので、苦言は苦言として申し上げておきたいと思っております。

前回の討論でも申し上げましたように、私ども議員にとって、選挙区と定数問題は非常に重要でシビアな問題です。それだけに今日までのことは、生みの苦しみということでもあったとは思っておりますが、事前の委員会の賛否と本会議での賛否が異なるという事例は時々生じる問題であります。しかし、そのときには明らかに誤りを認め、おわびや訂正の機会があるものです。

今回は、常任委員会や予算決算委員会と本会議の関係でないこと、賛否が逆になったということではないなど、さまざまな違いがありますが、県政の圧倒的第一党としての自民党の皆さん方の行為としては大変残念でありました。これ以上申し上げません。

さて、私どもは前回の三減案について、県議会各会派の合意の到達点として賛成をさせていただいたものです。その合意については、今回、いわゆる委員長試案に戻して、一増五減で各会派の合意が得られるならば、同じ趣旨で賛成をさせていただきたいと思えます。

合意を優先する理由は、六月議会でも申し上げたとおり、これまで奈良県内の県議会議員選挙の選挙区間においては、一票の較差は二倍以上どころか、三倍や四倍もの選挙区が存在し、選挙区その定数の見直し検討作業のたびに、特例区の廃止や一票の較差の問題が争点になってきました。しかし、さまざまな理由でそれらの問題は据え置かれることになってきました。これではさまざまな行政改革を訴えるべき議会が、みずからのこととなると一向に改革できないと県民から厳しい目で見られることは避けられません。目の前にある問題に普通に、当たり前答えを出すべきでありますと申し上げてきたとおりであります。

バブル経済崩壊以降のリストラや企業倒産で仕事を失った皆さん方を思うとき、私ども議員の制度においてだけ、その矛盾に目を伏せることはできません。一票の較差の是正や制度の矛盾の改正に一步でも近づくべきであります。

私たち奈良県議会民主党は、公職選挙法の中にまだまだ不十分なところがあることを十分認識していると再度表明をさせていただきたいと思えます。公職選挙法が県議会議員選挙の広大な選挙区の面積の問題を見ていないことは、その一部です。

また、県民の意思がより厳しい定数削減にあることについても、五減という現実を見て一言申し上げておきます。

そもそも公職選挙法がイメージしているのは、県議会議員選挙は中選挙区制をイメージしています、議員内閣制になっている国会とは異なり、より県民の意思が議会に集約され反映されるべきことを優先していると言えます。その中で、定数一名区がふえる矛盾については問題なしとは言えません。さまざまなジレンマを考えると、市町村合併の課題と密接不可分な課題です。

また、財政危機と歳出削減から議員定数の削減という世論であるとするならば、なぜこのような財政になったのかということについては十分明らかにされてきたのでしょうか。マスコミの皆さんが世論をあおろうとするならば、事の本質を隠そうとする報道姿勢であるという批判をさせていただきたいと思えます。

同時に、我々議員の行動力と質的な問題も問われなければならない問題だと、このことは多くの言葉を必要としません。

以上を申し上げて、特例区が廃止されること、逆転区が解消されること、一票の較差が二倍以内になることなどについて大きな前進を見た、高く評価してこの条例に賛成させていただきます。

○議長（秋本登志嗣） 次に、十番今井光子議員に発言を許します。――十番今井光子議員。

◆十番（今井光子） （登壇）奈良県議会定数選挙区条例に対する日本共産党の討論を行います。

昭和二十七年以来、五十四年ぶりに議員の請求で開かれた臨時議会の開催になりました。去る六月十九日に開催された定例県議会において定数を四十五とする議員定数削減案が議員提案され、賛成二十、反対二十三で否決されました。

日本共産党は議員削減には反対のため、提案議員には加わりませんでした。かといって現状では較差が開き、容認できる状況でないため、特例区を解消し、逆転区を廃止した提案に賛成いたしました。否決された最大の理由は、最大会派の自民党が党内の意見をまとめることができず、提案議員まで反対に回るなど、道理に反することが行われました。

しかし、このままでは一票の較差が橿原市選挙区、御所市選挙区との間で、最大二・五八倍になってしまうこと。山辺郡、高市郡において容認できない特例区が残ること、条例定数と人口比例定数との乖離が見られる選挙区が五條市、吉野郡、天理市、御所市でいずれも一人多く、逆に少ないのが山辺郡・奈良市選挙区で二人、高市郡・橿原市選挙区で一人、生駒市選挙区で一人と、七選挙区も存在していること。さらに、逆転選挙区は吉野郡選挙区が五万二千四百六十人に対して定数三になっておりますが、人口七万人の香芝市選挙区、大和高田市選挙区、人口六万人の桜井市選挙区、いずれも定数二、さらに、御所市選挙区三万二千二百七十二人で、定数二に対して、葛城市選挙区三万四千九百八十二人で定数一と、四選挙区で逆転区が生じることとなります。

奈良県議会は昨年六月から定数検討委員会を設置し、議論を重ねてまいりました。

日本共産党は県議会定数条例の見直しに当たり、憲法と地方自治法、公職選挙法に基づき、法の下での平等を貫き、公正で民主的な選挙区、選挙定数の見直しを求めてまいりました。

日本共産党は民主主義の発展を願う立場から、議員定数削減には反対です。地方自治法で定められた議員の法定定数は五十二議席です。現行の定数が四十八議席ですから、既に四議席が削減されています。全国的にも法定定数五十人程度の自治体では奈良県の削減率は全国的にも上位を占めるものであり、削減の必要はないと考えます。

我が党は県議会の法定定数を五十二を基準にした提案、さらに現行定数四十八をもとにした提案をしてまいりました。四十八案では山辺郡・奈良市選挙区十二、高市郡・橿原市選挙区五、生駒市選挙区四、並び吉野郡二、天理市二、御所市一の三増三減案を提示してきました。一票の較差が一・九、条例定数と人口定数の乖離は二選挙区、逆転区なしのものでした。

この提案では県議一人当たりの人口は、二万九千六百十二人となります。今議会に提案されているものでは四十四人ですので、一人当たり人口は三万二千三百三人と県政と県民のパイプが細くなります。財政難を理由に定数削減すべきとの議論が広がっております。

奈良県予算に占める議会費用は〇・二%です。むしろ議員は本来の役割である県政の監視役としてむだ遣いをなくし、県民の声を届ける重要な役割をきちんと果たすことが責務ではないでしょうか。

日本共産党は、議会費用の削減は定数を減らすのではなく、歳費の一割削減、海外研修の中止、委員会視察の厳選と改善、費用弁償の廃止、政務調査費のあり方の見直しなどを提案してまいりました。財政赤字の原因は、大型公共事業のむだ遣いや、国の地方への財源削減にあります。地方議員定数をめぐっても、国が全国の自治体に二回にわたり地方行政改革指針を出し、自主的に組織運営の合理化を進めることを求め、事実上の定数削減の圧力を加えてきました。定数検討委員会で九回にわたる検討の中、さまざまな意見が出され、議論の過程で委員から委員長案を示してほしいとの要望に基づき示されたのが今回の一増五減案です。これは一票の較差は二倍以内、逆転区を解消するということで人口比例に沿って公正に行われており、前回提案が較差二・〇六倍に対し、今回は一・六七倍になっております。逆転区はゼロ、条例定数と人口比例定数に乖離のある選挙区は生駒郡選挙区が一増、山辺郡・奈良市選挙区が一減と二選挙区で、前回提案が四選挙区でしたので、この点でも改善されるものです。

よって、議員定数の削減には基本的には反対であっても、較差是正につながるものであり、本条例に賛成します。

議員一人当たりの人口が従来より三千人ふえることとなります。議員の責任は重大です。県政の最高機関として本議会が十分な討議を行い、積極的に任務を果たすことで県民の期待にこたえられるよう、決意を新たにして討議を終わります。

○議長（秋本登志嗣） 次に、七番森山賀文議員に発言を許します。一一七番森山賀文議員。

◆七番（森山賀文） （登壇）県民クラブを代表し、ただいま上程されております条例案に対する賛成討論を行わせていただきます。

六月定例会で上程された際、所属会派を代表し、藤本議員から賛成討論を行わせていただきました。県民クラブは今回の一増五減案でありましても賛成であります。

社会構造の変化に伴い、県政を取り巻く環境が大きくさま変わりする中、今後も県民の皆様からの負託にこたえていこうとするなら、調査研究を行う県議会議員の人数は多いに越したことはないと思います。議員が減ればそれだけ住民意思が反映できなくなる、行政へのチェック機能も低下すると言われております。議会に限らず、国家公務員数も地方公務員数も削減すれば住民サービスの低下につながるとも言われております。そのような中でなぜ公務員削減に国も地方も必死になって努めているのでしょうか。

県議会におきましても、議会みずからで改革すべきところはみずからの意思で実行していこうと、かねてから議員定数削減について検討をしてこられました。しかし、対象となっております選挙区が抱える地域特性を考慮いたしますと、一票の較差を是正することのみでこの問題を議論することは難しく、全員での一致した答えを見出せないまま今日に至

りました。そして、さらに多くの議論を重ねた上で、先月の定例会でようやく条例案として上程されましたが、このときも全員の考えが一致せず、原案可決には至りませんでした。

しかし、それでもこの厳しい財政の折、議員みずからが財政削減に取り組む姿勢を示すと同時に、現在の県の実情に合った県議会を構築すべきという議員皆様方の強い決意のもとで、本日、一増五減案として上程されました。

県議会の長年の課題が大きく前進するこの瞬間に、当選後わずか一年目の私がかかわらせていただくことは光栄に思いますと同時に、身が引き締まる思いでございます。

この条例案が可決されますと、私たち県民クラブ三名の選挙区もそれぞれ減員もしくは合区されることとなります。それは個人的な立場だけで考えればみずからを厳しい立場に追いやるに等しい選択になりますが、それでもなおこの条例案に賛成をいたしますのは、一票の較差を一・六七倍に是正することと、議員の定数は正しくして行政改革への提言は期待できないと考えておられる県民の方々の思いにこたえるべきだと強く考えるからです。

議員皆様のご賛同を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

以上、県民クラブを代表しての賛成討論とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（秋本登志嗣） 次に、二十番除真夕美議員に発言を許します。――二十番除真夕美議員。

◆二十番（除真夕美） （登壇）私は本日の臨時議会で議員提案されました、県議会議員定数改正条例案について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

前回、六月定例議会で提案されました、三減案につきましては、賛成少数により否決され、大変残念な結果になりました。その後、この定数問題については何としてでも結論を出さねばならないとの県議会の思いがやっと一致し、前回、三減に反対された会派も一増五減なら賛成だとの意見を述べておられたように、今回、検討委員会の服部委員長の試案であった一増五減案が提出されました。

今回の一増五減案は前回の三減案に加え、新たに五條市、宇陀郡・宇陀市が各一減となり、合わせて五減となります。そして、生駒市が一増となり、全体で四減となり、定数が四十八から四十四となるものです。

さて、定数検討委員会の最大の目的は、大事な一票の較差を解消することであり、その点から理解するならば大きく改善されました。

また、全国や県内の市町村合併、財政削減など改革の流れの中で、県会における定数見直しはもはや避けて通ることのできない課題であって、この点についても県議会としては種々努力を払ったわけであります。

したがって、今回の結論には、県民の皆様にもご理解をいただき、一定の評価を得られるものと思っております。

最後に、今回の条例改正案については、全議員が奈良県の将来を見据え、そして県民の目線に立ち、今こそ懸命な判断をすべきであると考えます。

以上、私の意見を述べ、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（秋本登志嗣） これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

議第六十二号の採決は起立によって行います。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議第六十二号は原案のとおり可決されました。

-----  
○議長（秋本登志嗣） 二十三番粒谷友示議員。

◆二十三番（粒谷友示） 明七月二十五日は本会議を開かず、七月二十六日、会議を再開することとして、本日はこれをもって散会されんことの動議を提出します。

○議長（秋本登志嗣） お諮りします。

二十三番粒谷友示議員のただいまの動議のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声起こる）

それでは、さように決し、次回七月二十六日の日程は、議会運営委員長報告と同採決、議長、副議長の辞職及び同選挙、各委員会の委員長、副委員長及び委員の辞職及び同選任、議会運営委員会の閉会中審査事件の上程と同採決とすることとし、本日はこれをもって散会します。

△午後一時四十八分散会